

# 宮崎市の都市公園魅力向上に向けたサウンディング調査

## 実施要領

宮崎市公園緑地課

令和5年2月



## 目次

0	用語の定義	P2
1	はじめに	P3
2	調査スケジュール	P5
3	質問と回答	P5
4	エントリーシートの提出	P6
5	参加資格	P7
6	サウンディング調査の実施	P8
7	留意事項	P9
8	お問合せ先	P9
	参考	P10

## 〇 用語の定義

用語	意味
街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所あたり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。
運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。
広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置する。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

用語	意味
Park-PFI制度	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る整備・管理手法です。P10の参考を参照してください。
愛護会	「まちに緑と花をひやす運動」の一環として、市民の憩いの場としての公園を愛護する住民団体等のこと。公共施設愛護の思想の普及・向上及び愛花精神の啓発を図ることを目的とする。 <活動内容> (1) 公園内の草刈・除草 (2) 公園内の清掃 (3) 公園便所清掃・トイレトペーパーの配布 (4) 遊具等の破損箇所の市への通報 随時
指定管理者制度	多様化する住民ニーズに対してより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする制度。

# 1 はじめに

本市の都市公園は、都市公園法による整備目標（※）を大きく上回る面積が確保され、市全体としての量的な公園整備は概成していると言えます。一方で、公園施設の老朽化や利用者のニーズの多様化が課題となっており、膨大な量のストックに対する財政的制約の中、魅力の向上や多様なニーズへの対応が必要となっています。このため、これからの公園づくりにおいては、公民連携の手法を積極的に導入していきたいと考えております。

（※都市公園法：10㎡/住民一人当たりの公園面積、宮崎市：23.5㎡/住民一人当たりの公園面積）

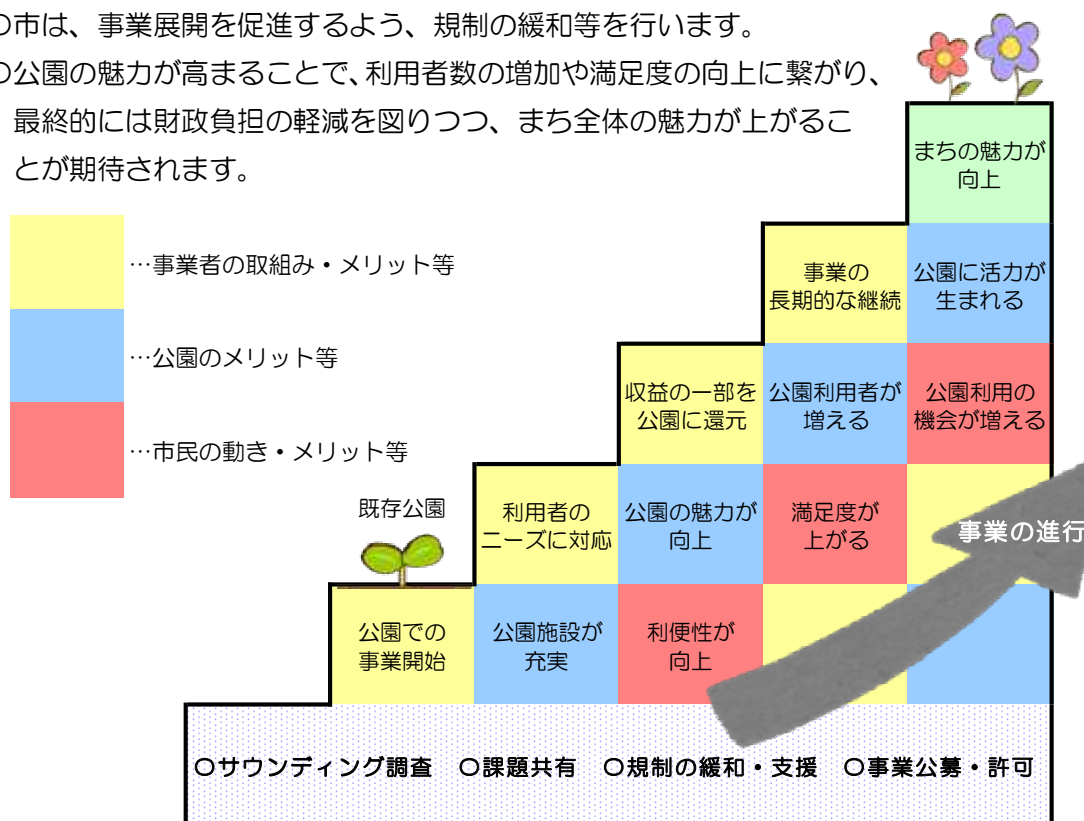
そこで、民間事業者等の皆さまとの「個別対話」を通じて、自由かつ実現可能な活用アイデアや、参加しやすい事業条件について広くお聞きする「サウンディング調査」を実施することとしました。

宮崎市の公園に活力やにぎわいが創出できるような、幅広いアイデアをお待ちしております。



## <公民連携による公園の魅力向上のイメージ>

- 事業者は、緑の財産「公園」を生かした事業を展開し、収益施設等を含めた公園施設の整備により、質の高い空間を創出します。
- 市は、事業展開を促進するよう、規制の緩和等を行います。
- 公園の魅力が高まることで、利用者数の増加や満足度の向上に繋がり、最終的には財政負担の軽減を図りつつ、まち全体の魅力が上がる事が期待されます。



### (1) 対象施設

公園緑地課が管理する都市公園 518箇所

対象となる公園については「対象公園の一覧表」を参照ください。

一部の公園施設については、他課所管の指定管理者により管理されています。

### (2) 対象者

都市公園の整備や管理・運営に関心又はアイデアがあり、当該事業を実施することができる民間事業者、NPO 法人、又はそれらで構成されるグループとします。

### (3) 提案内容

下記の事項のうち、提案可能な事項について記載してください。該当がない項目については記載の必要はありません。対象公園を絞らず、事業のイメージの提案でも可能です。また、図面やイメージ図等補足する資料を添付いただいてもかまいません。

なお、提案は、既存の公園利用者や周辺住民に理解が得られ、提案者のみならず宮崎市にとって事業のプラス効果が期待できるものとしします。

- ①対象公園
- ②公園施設
- ③事業手法
- ④事業期間
- ⑤事業スケジュール
- ⑥事業効果
- ⑦実施にあたっての課題や市への要望

※②、③については、P10 を参照ください。

#### <期待される事例>

公園を・・・

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ○カフェと遊具で     | 親子連れの交流と遊びの場に  |
| ○レストランとベンチで  | 街なかのくつろぎ・憩いの場に |
| ○ジムと駐輪場で     | まちの健康拠点に       |
| ○ギャラリーと広場で   | 環境と文化の創造・発信拠点に |
| ○イベントホールと植栽で | 集いの空間に         |
| ○宿泊施設と駐車場で   | 一日中過ごせる安らぎの場に  |

※本事業は、公民連携の可能性を探る意向調査で、一時的に催すイベント等の提案を募集するものではありません。

## 2 調査スケジュール（予定）

	内容	時期	備考
1	サウンディング調査の募集開始	令和5年2月1日	
2	質問受付①締切	令和5年2月8日	メール
3	質問回答①公表	令和5年2月15日	ホームページ
4	質問受付②締切	令和5年2月22日	メール
5	質問回答②公表	令和5年3月1日	ホームページ
6	エントリーシートの提出締切	令和5年3月8日	メール又は郵送
7	個別対話の実施	令和5年3月22日から 4月28日まで	宮崎市役所 又はオンライン
8	実施結果の公表	令和5年5月以降	ホームページ

## 3 質問と回答

### （1）質問受付

質問① 令和5年2月1日～8日まで

質問② 令和5年2月22日まで（受付①の締切以降受付分）

### （2）提出方法

様式1の質問シートに記入のうえ、電子メールに添付して公園緑地課あて下記のとおり、提出してください。メール送信後3日以内に、担当者より受付完了メールが届かない場合には、公園緑地課までご連絡ください。

<input checked="" type="checkbox"/> メールの件名 【質問】宮崎市の都市公園魅力向上に向けたサウンディング調査
<input checked="" type="checkbox"/> 公園緑地課メールアドレス 30kouen@city.miyazaki.miyazaki.jp
<input checked="" type="checkbox"/> 公園緑地課電話（計画係） 0985-21-1814

### （3）質問回答

質問があった場合には、下記の日程で宮崎市ホームページに回答を掲載します。なお、個別には回答いたしません。

回答① 令和5年2月15日（質問受付①に対して）

回答② 令和5年3月1日（質問受付②に対して）

## 4 エントリーシートの提出

対話への参加を希望される場合には、下記のとおり提出ください。

(1) 募集期間

令和5年2月1日～3月8日まで

(2) 提出書類

様式2 エントリーシート

(3) 提出方法

(2) の書類に記入のうえ、メールまたは郵送にて公園緑地課あて提出してください。

○メールの場合

メール送信後3日以内に、担当者より受付完了メールが届かない場合には、公園緑地課までご連絡ください。

メールの件名

【エントリー】宮崎市の都市公園魅力向上に向けたサウンディング調査

公園緑地課メールアドレス

30kouen@city.miyazaki.miyazaki.jp

公園緑地課電話（計画係）

0985-21-1814

○郵送の場合

宛先

〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西1-1-1

宮崎市役所 都市整備部公園緑地課 計画係

## 5 参加資格

参加事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 参加申込書提出時点で、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成8年2月7日告示第19号）及び宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年11月28日告示第198号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 宮崎市税及び国税等について滞納がないこと。
- (5) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。



## 6 個別対話の実施

提出書類に基づき個別対話を実施します（1団体あたり約60分を想定しています）。事業者のノウハウの保護を図る観点から、参加者と市職員のみでの個別対話となります。

日時及び場所については、令和5年3月中旬に通知いたします。

### （1）期間

令和5年3月22日～4月28日まで ※平日（土日祝日除く）

### （2）場所

宮崎市役所 又は オンライン

詳細な場所は、参加者へ個別に通知いたします。

※対話方法について、オンライン希望の有無をエントリーシートにてご回答ください。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンラインのみとなる場合がございます。ご了承ください。

### （3）持参するもの

提案内容を説明できる書類（宮崎市分：3部）、画像、動画等（パソコンの持ち込み可）  
説明資料が電子媒体の場合、CD-ROM 等での提出もお願いします。

### （4）貸出物品（オンラインの場合を除く）

スクリーン、プロジェクター

### （5）対話内容

提案内容の項目について、ご意見・ご提案をお聞かせください。

複数の公園についてご提案いただいてもかまいません。

## 7 留意事項

### (1) 対話内容及び参加

- 対話内容は、今後の事業化検討に活用いたしますが、公募実施を約束するものではありません。また、提案以外の公園や市有地の活用策の参考とする場合があります。
- 事業化する場合は、別途、公募により事業者を選定します。その際、本調査の参加事業者に対し、加点を行います。
- 市へ提出された書類は返却いたしません。

### (2) 費用負担

- 提出書類作成及び対話参加に係る費用については、すべて参加事業者の負担とします。

### (3) 追加調査への協力

- 本サウンディング後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を行う場合がありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

### (4) 実施結果の公表

- 事前に参加者に内容確認のうえ、対話の結果を宮崎市ホームページで公表します。ただし、参加事業者の名称や企業のノウハウに係る内容は公表しません。

### (5) 使用料等

- 実際に事業を実施する際には、内容に応じて、宮崎市都市公園条例に基づく使用料や占用料を市へ納付することが必要となります。条例に記載していない公園の使用料設定については、今後検討することとします。

## 8 お問い合わせ先

担 当：宮崎市 都市整備部 公園緑地課 計画係

所在地：〒880-8505

宮崎県宮崎市橘通西1-1-1 宮崎市役所 第2庁舎7階

電 話：0985-21-1814 F A X：0985-21-1816

メー ル：30kouen@city.miyazaki.miyazaki.jp

**【参考】**

＜公民連携手法としての Park-PFI のイメージ＞

国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」



＜公募対象公園施設と特定公園施設のイメージ例＞日本公園緑地協会「Park-PFI 活用の手引き」

公募対象公園施設の例	特定公園施設の例
<b>●親子連れの交流と遊びの場に</b>	
・便益施設 [カフェ等]	・遊戯施設[滑り台、ブランコ等] ・便益施設[トイレ]
<b>●街なかのくつろぎ・憩いの場に</b>	
・便益施設 [カフェ、レストラン、ショップ等]	・園路広場[芝生広場] ・休養施設[ベンチ等] ・修景施設[花壇等]
<b>●公園にまちの健康拠点を</b>	
・運動施設 [フィットネスジム、ランニングステーション等]	・園路広場[ジョギング用走路] ・便益施設[駐輪場等]
<b>●環境と文化の創造・発信拠点を</b>	
・教養施設+便益施設 [美術館、レストラン、ショップ等]	・園路広場[野外展示広場等] ・修景施設[植栽等] ・管理施設[発電施設、ごみ処理場等]
<b>●集いの空間を</b>	
・集会所+便益施設 [イベントホール、ウエディング施設、レストラン等]	・園路広場[回遊路] ・修景施設[植栽等]
<b>●一日中過ごせる安らぎの場に</b>	
・便益施設 [宿泊施設等]	・便益施設[駐車場、トイレ等]

※設置できる公園施設は、都市公園法第2条及び都市公園法施行令第5条に掲げる、都市公園の効用を全うするための施設とします。

＜その他＞

- 利便増進施設…自転車駐車場、看板、広告塔
  - 社会福祉施設…保育所、学童クラブ、老人デイサービスセンター、障害者支援施設等
- 占用物件としての設置が可能